

変更点一覧 (R1.10.1)

- ・ P4 下部※書き「技能評価試験」 → 「技能検定等」
- ・ P5 左図 団体監理型 「②技能実習生受入申し込み」に「→」を追加
- ・ P5 「技能評価試験（技能検定基礎級相当）」 → 「技能検定等（基礎級等）」
「技能評価試験（技能検定3級相当）」 → 「技能検定等（3級等）」
- ・ P5 「※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内」を追加
- ・ P6 「技能実習に係る受入形態別総在留者数」について、平成29年末から平成30年末時点にデータを更新
- ・ P7 「令和元年5月28日時点」 → 「令和元年8月22日時点」
- ・ P7 「(注2) △以外の職種・作業は3号まで実習可能」
→ 「(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能」
- ・ P10 「第3号技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上帰国していること。」
→ 「第3号技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上、又は第3号開始後1年以内に1か月以上1年未満帰国していること。」
- ・ P26 「本部事務所（海岸オフィス）」に「監理団体部」を追加
- ・ P27 仙台事務所ビル名 「仙台興和ビル」 → 「読売仙台一番町ビル」
- ・ P32、37 「試験実施機関との調整による受検日程等の決定」
→ 「試験実施機関への取次ぎ」
- ・ P37 「支援の申請に関するやりとりは、原則として電子メールにより実施」
→ 「支援の申請に関するやりとりは、受検手続支援サイトにより実施」
- ・ P37 「受検手続支援サイト」のトップページは、<https://www.juken.otit.go.jp>
を追加
- ・ P37 「支援開始時に提出する受験申請連絡票及び個人情報の取り扱いに係る同意書の提出が必要」 → 「受験手続支援を受ける場合は、あらかじめ技能実習生本人による、個人情報の取り扱いに係る同意書が必要」